

指掌紋の取扱いに関する訓令（平成11年7月29日県警察本部訓令第9号）

最終改正：令和6年12月27日

---

## ○指掌紋の取扱いに関する訓令

平成11年7月29日

県警察本部訓令第9号

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に基づき、指紋及び掌紋の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。